

意見の概要と考え方
(パブリックコメントでの御意見等)

資料 1

1 計画全般に関するもの (10件)

No.	ページ又は 該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
1	P95 検討会メン バー	アドバイザーは、流域治水に関する専門家や災害対策の専門家など知識豊富な方なのか。 災害対策、地形についての博識のある方を入れた方がいいと思う。 日立市庁舎が水没したのは、全体的に見る目が足りなかったこと、あらゆる方向から見て意見が出なかったことにあると思うからである。素人がいくら頭で考えても到底辿り着かない。 防災マップを作って、色々対策したけど、本当に災害が来たら、ダメだった、では意味がないと思う。	本計画は、河川工学に精通した土木コンサルタントに計画策定業務を委託するとともに、既に流域治水対策に取り組んでいる国土交通省及び茨城県をアドバイザーとして迎え、専門的な知見を踏まえて策定しています。	趣旨含む
2	P93 流域治水プロ ジェクト(ロー ドマップ)区分 氾濫をできる だけ防ぐ・減 らすための対 策	記載の「短・中・長期」は、計画期間が20年間に設定されている事から、より具体的な数値で示すべき。 例えば、短期は5年内、中期は10年内、長期は20年内。 これにより切実味が増し、より遂行義務が明確となる。 緻密な調査と分析及び関連機関ステークホルダーからの資料の援用等、詳細な説明は評価するも、計画倒れ・「絵に描いた餅」とならぬ事を願う。	93ページの日立市流域治水プロジェクト【ロードマップ】に、短期5年、中期10年、長期20年の計画期間を明示します。	意見反映
3	P21 4 対策の方向 性 (1)基本的 な視点(流域治 水への転換) (2)本市にお ける治水対策の 方向性 (3)本市が取り 組む流域治水 の施策	近年の災害事例では、地震後の大雨や台風が被災地を襲い、複合災害が発生するケースが増えている。 この複合災害への備えを明確に示し、地震後の降雨時におけるリスク評価と対応策を策定する必要がある。日立市は東日本大震災で甚大な被害を受けた地域である。地震が引き起こした河川堤防の損傷や土砂崩れ、調整池の破損、河川流域全体の機能低下などのリスクが明らかになっている。 しかし、市の流域治水計画素案では、専ら降雨による氾濫への対応に重点を置き、地震リスクへの対策を含んでおらず、複合災害を考慮していないように思われる。不十分な内容ではないか。	本市では、地域防災計画において、災害の種別に応じ、風水害、地震、津波、原子力災害、事故災害の5つの計画編を作成しており、国や県が新たな調査により示した災害想定などを踏まえ、随時見直しを図り、災害対応に当たっています。 いただいた御意見の「複合災害」は、災害の組み合わせや発生間隔が多様で、被害シナリオの設定が不確実なため、対策検討には時間を要します。 本計画は、令和5年9月の水害や今後さらに激甚化・頻発化する水害に対し、水害対策が喫緊の課題となっていることから、早期に水害軽減を目指すために流域全体で水害の軽減を図る「流域治水計画」を策定するものです。 いただいた御意見については、今後の各種災害への対策の参考とします。	参考
4	P21 4 対策の方向 性 (1)基本的 な視点(流域治 水への転換) (2)本市にお ける治水対策の 方向性 (3)本市が取り 組む流域治水 の施策	地震と大雨が同時に発生する場合の影響は単独の災害とは大きく異なる。複合的なリスクが顕著に現れ、想定外の氾濫や浸水が発生する可能性が高まる。これを流域治水計画から除外すると、住民の安全を十分に守ることができない。防災計画と流域治水計画が別個に存在し、それぞれが地震や大雨への対応を部分的に扱うだけでは、災害時に混乱を招く可能性がある。災害時の混乱を最小限にするためには、複合災害に対応する包括的な指針が必要である。 現在の流域治水計画素案が複合災害を対象としていない場合、住民に「計画には地震との複合災害はあり得ないとしている」との認識を与えかねない。首都直下型地震が発生すれば、大雨と同時に発生する確率はゼロではない。気候変動により極端な気象現象が増加している現状では、こうした複合災害の可能性を過小評価できない。 仮に市が防災計画の中で地震に伴う堤防、調整池、排水ポンプの被害や避難活動について対策を策定し、住民に啓蒙しているとしても、地震と大雨の複合災害への対応を流域治水計画に組み込むことは必要である。	No. 3を参照	参考

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
5	P30 6 流域治水で取り組むべき施策 (1) 施策一覧 (2) 施策シート	<p>大地震によって遊水池や調整池の堤体が崩壊した場合、貯水能力が大幅に失われるだけでなく、貯留していた水が下流に流出し、二次被害を引き起こす可能性がある。また、堤防や護岸が崩壊すれば、豪雨時の洪水被害が拡大する。</p> <p>田んぼダムは地震による地盤沈下や土壌の液状化で浸透能力が低下し、洪水の緩和効果が弱まる可能性がある。</p> <p>道路も寸断されると、浸透機能を持つ道路施設が役割を果たせなくなり、下水道の損傷が内水氾濫を悪化させるリスクがある。</p> <p>他にも、山林の土壌流出・崩壊、住宅の防災改修の効果低下などもある。</p> <p>地震による損壊が、豪雨対策の効果を半減させ、予期せぬ場所で大規模な被害が発生する可能性がある。</p> <p>例:地震で下水道や調整池が壊れ、豪雨で市街地が広範囲に浸水。山林崩壊が河川を一時的にせき止め、豪雨で溢れた水がダム崩壊のように流出。</p> <p>複合災害では、通常の災害対応よりも混乱が増幅する。例えば、避難所の設置場所が浸水被害を受けるなど。そのために、事前に複合災害のシナリオを想定した対策を練り、市民に周知することも不可欠である。流域治水計画が複合災害を考慮せずに策定された場合、実際に災害が発生した際に機能しない恐れがある。複合災害を考慮することで、計画の実効性を高め、住民の安心感も得られる。</p> <p>大地震と豪雨の複合災害は、流域治水対策の施策を無力化させる可能性を秘めている。そのため、計画段階で複合災害を想定し、施策の耐震性向上、被災時の迅速な復旧計画、避難体制の整備を進めることが不可欠である。</p>	No. 3 を参照	参考
6	P98 被災者へのヒアリングの結果	<p>被害525棟に対し、調査は152戸の個別訪問しか行われていない。どのような基準で152戸としたのか。調査した152戸の地域を明確に発表してもらいたい。</p> <p>水害のあった小石川流域付近に住んでいるので、近所の人達に調査来たか聞いたら誰も聞かれていないと言っていた。</p> <p>被害525棟と分かっているのに152戸対象と過半数にも満たない数字で報告するのは納得出来ない。全部に連絡して聞けとは言わないが何故半分にも満たしていないのに発表したのか。</p> <p>個別訪問だけでなく、罹災証明書を取りに来た時に聞けば良かったのではないかな。</p> <p>何故小石川流域では聞いていないのか？という事を合わせて知りたい。</p>	<p>調査は、市が管理する河川区間のうち、浸水被害が多く報告された流域を対象とし、田尻川（田尻町）、北川（滑川本町）、所沢川（滑川町）、舟入川（会瀬町）、池ノ川（東成沢町）、大川（河原子町）の6流域9河川としています。</p> <p>98ページの(2)対象範囲に、対象流域を追記します。</p>	意見反映
7	P4 1 計画の概要 (3)計画の位置付け	<p>「日上市流域治水計画」との関連計画が図示されているが、「下水道（雨水）計画」及び「農業用施設管理の長寿命化に関する計画」は、治水と密接な係わりがあるため、連携や整合を図るべきである。</p>	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考
8	P8 1 計画の概要 (7)計画の目標	<p>誤記があるため修正すべき。</p> <p>(誤) 「ウ 水害に強い地域社会をします」</p> <p>(正) 「ウ 水害に強い地域社会にします」</p>	御指摘のとおり修正します。	意見反映
9	P27 5 対策場所の優先度 (2)流域治水プロジェクトマップの作成	<p>「優先度が高い市街化区域を流れる河川（18 流域 23 河川）」と記載しているが、これに至るプロセスが分かりづらいため、もっと丁寧に説明するべきである。</p>	<p>本計画は、市が管理する準用河川、普通河川を対象としています。63河川、総延長約130.8kmに及ぶ河川を同時に対策することは困難です。したがって、地域の優先度として、人口密度が高く防御対象である住家や重要な公共施設への影響が大きい市街化区域を流れる河川の優先度を高く設定しています。</p>	趣旨含む

No.	ページ又は 該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
10	P32 6 流域治水で 取り組むべき 施策 (1) 施策 一覧 #21多段階シ ミュレーション における降 雨規模 #27市庁舎の耐 水化 #28池の川処理 場の耐水化	<p>市の流域治水計画における指針や基準の設定は、施設ごとに異なる整備目標を掲げているが、整合性が不透明であり問題である。</p> <p>指針の基準がバラバラで住民に混乱を与える。市庁舎は1時間168mm、下水道処理場は97mm、最大規模の降雨想定は153mmという基準設定は、全体像が見えない。たとえ施設の重要度に差があるとしても、浸水リスクは地域全体に影響を及ぼす。一部の施設だけが強化され、他の施設が脆弱な状態では、「流域治水の理念」に基づく総合的な防災が実現しない。</p> <p>水防法に基づく153mmは、河川氾濫や浸水シミュレーションの基準とされているが、これが他の施設整備指針に反映されない理由が説明されていない。水防法基準が「現実的に整備できない」と考えるなら、その理由や代替案を明確に示すべきである。</p> <p>流域治水は、特定の施設だけを守るのではなく、地域全体で雨水管理を行い、被害を最小限に抑えることを目的としている。一部の施設を手厚く守り、他の施設や地域を軽視するのは、理念に反する。</p> <p>地域全体で一貫した基準を設け、それに基づいて施設整備を進めるべきだが、これが困難である場合は、なぜ一貫性が取れないのかを明確に示し、段階的な対応計画を策定すべきである。</p>	<p>いただいた御意見の1時間当たり153ミリメートルの降雨は、水防法第14条に規定された効果的な避難の確保を目的とした洪水浸水想定区域を指定する際の想定最大規模降雨（年超過確率1/1,000程度）であり、河川整備や施設整備における計画規模とは異なります。</p> <p>本計画は、地形特性等を踏まえ、技術的、経済的、社会的な制約の下で現実的な計画規模降雨と最悪のシナリオである想定最大規模降雨を区分し、それぞれに対応した多層的な対策を行うものです。</p> <p>また、市庁舎や下水道処理場の整備目標については、その施設の使用目的や重要度に応じて、整備目標を設定するため、一貫した基準を設けるものではありません。</p>	その他

2 計画対象の河川及び流域に関するもの（11件）

No.	ページ又は 該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
11	P5 1 計画の概要 (4) 計画対象の 河川区間	<p>河川を管理区分で分けて個別に治水計画を進めることは、不適切であり、抜本的な見直しを要すると考える。</p> <p>河川は一つの流域で連続しており、上流で越水・洪水の流下を抑制する対策を講じて、下流が未対策であれば逆効果となる可能性がある。市管理区間と県管理区間がそれぞれ別々に進められ、計画に整合性がない場合、住民はどのように計画が進んでいるのか理解しづらくなるとともに、越水・洪水リスクが軽減されていると誤解する可能性がある。</p> <p>したがって、すべての流域について流域全体を俯瞰する治水プロジェクトマップを作成することで、住民に現状の課題や進捗状況を明確に伝えることができる。また、市と県の取り組みの重複や隙間を確認する手段にもなり、計画の整合性が高まる。</p> <p>計画段階での住民参画が不足している。県管理区間が対象外であるという情報が住民に伝わらなければ、誤解や不信感を招く。住民参画を促すためにも、包括的な情報公開とすべての流域を俯瞰できるプロジェクトマップを素案時に提示するのが重要である。</p>	<p>本計画素案の5ページに記載のとおり、二級河川については、河川管理者である茨城県が「茨城県二級水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、推進しています。本市も流域の関係者として同プロジェクトに参画しており、今後、本計画に位置付けた施策を同プロジェクトに適切に反映させながら、流域全体で一体的な流域治水対策に取り組みます。</p> <p>そのため、本計画では準用河川及び普通河川の流域が二級河川の流域と重複している河川区間のプロジェクトマップの作成は行っていません。</p> <p>いただいた御意見については、本計画の対象範囲及び二級河川の関係が分かりづらい点があったため、以下のとおり修正します。</p> <p>ア 5ページ (4) 計画対象の河川 「なお、二級河川と流域が重複する河川区間については、『茨城県二級水系流域治水プロジェクト』で俯瞰し、茨城県と連携を図り、流域全体で一体的な対策に取り組みます。」を追加します。</p> <p>イ 5ページ 図3 市内の河川図 二級河川区間を明示します。</p> <p>本市としては、今後も茨城県との連携を強化し、流域全体で一体的な治水対策を推進します。</p>	意見反映

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
12	P27 5 対策場所の優先度	<p>流域治水計画素案は、特定の地域や河川区間を優先的に取り組む方針を掲げているものの、その方法には問題がある。</p> <p>全流域の把握と透明性が欠如している。現在の計画素案は、管理区分や地域の区分を理由に特定の地域を優先し、全体像を示さないまま進められている。これでは、全63河川とそれに関連する地域を俯瞰して計画を進めているとは到底言えない。市街化区域外の地域に住む市民も同じく市民であり、越水・洪水リスクにさらされている。現段階で自身が住む地域の現状や将来の計画が明示されていないため、不安感が増大する。</p> <p>特に、桜川、宮田川、鮎川のように一部区間が県管理となっている河川では、市民にとって「自分たちは計画から取り残されている」という感覚が強まるのは避けられない。県管理区間を除外するのは不合理である。流域全体を見たときに県管理と市管理が混在する河川が計画から除外されることは、流域治水の理念に反する。</p> <p>市街化区域とそれ以外の区域、また市管理区間と県管理区間の間で計画を分離することは、行政間の連携不足が疑われる。これにより、計画の整合性や効果が失われ、市民の安全に直接的な影響を与えることになる。</p> <p>市管理の中小河川に限って治水計画を策定することは、市民に「市の計画だけで十分な安全が確保される」と誤解させる可能性がある。特に二級河川の氾濫が市街地に与える影響が重大であるにもかかわらず、それに触れないのは、住民に対する説明責任を果たしていない。素案に、「茨城県においても、県が管理する二級河川に対して二級水系流域治水プロジェクトを推進し、地域に根ざした対策を展開しています。本市も、流域関係者として、これらのプロジェクトに参画しています。」と謳うだけでは、住民の理解は困難である。</p> <p>一昨年の台風で被害を受けた地域を優先的に対策することは合理的だが、それが結果として市管理区間のみ集中するのでは、他地域の住民に不公平感を与える。すべての流域と地域を俯瞰し、全体の被害とリスクを公平に評価し、説明する必要がある。</p> <p>すべての63河川とその区域を示すプロジェクトマップを作成し、市民全体に公開すべきである。これにより、計画の進捗や地域ごとのリスクが一目でわかるようになる。住民が安心感を得るだけでなく、行政への信頼も向上する。</p>	<p>本計画素案の5ページに記載のとおり、二級河川については、河川管理者である茨城県が「茨城県二級水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、推進しています。本市も流域の関係者として同プロジェクトに参画しており、今後、本計画に位置付けた施策を同プロジェクトに適切に反映させながら、流域全体で一体的な流域治水対策に取り組みます。</p> <p>そのため、本計画では準用河川及び普通河川の流域が二級河川の流域と重複している河川区間のプロジェクトマップの作成は行っていません。</p> <p>いただいた御意見については、本計画の対象範囲及び二級河川の関係が分かりづらい点があったため、以下のとおり修正します。</p> <p>ア 5ページ (4) 計画対象の河川</p> <p>「なお、二級河川と流域が重複する河川区間については、『茨城県二級水系流域治水プロジェクト』で俯瞰し、茨城県と連携を図り、流域全体で一体的な対策に取り組みます。」を追加します。</p> <p>イ 5ページ 図3 市内の河川図</p> <p>二級河川区間を明示します。</p> <p>本市としては、今後も茨城県との連携を強化し、流域全体で一体的な治水対策を推進します。</p> <p>また、本計画は市が管理する準用河川、普通河川を対象としていますが、63河川、総延長約130.8kmに及ぶ河川を同時に対策することは困難です。したがって、地域の優先度として、人口密度が高く防御対象である住家や重要な公共施設への影響が大きい市街化区域を流れる河川の優先度を高く設定しています。</p> <p>なお、市街化調整区域については、市街化を抑制する区域であり防御対象が少ないことを踏まえ、プロジェクトマップは作成していませんが、市街化区域と同様に計画に位置付けた施策を推進します。</p>	意見反映
13	P18 3 本市の現状と課題 イ 浸水被害の特性 (7) 浸水の区分	<p>流域治水計画素案が二級河川の外水洪水に触れず、主に市管理の中小河川を対象としている現状は、重大な問題をはらんでいる。</p> <p>二級河川は流域全体において主要な水系を形成しており、その外水洪水は周辺地域に甚大な被害をもたらす。市内に9つの二級河川が存在しながら、これらを考慮しない計画は不完全であり、流域治水の理念に反している。</p> <p>外水洪水と内水洪水は密接に関連しており、一方を考慮せず、もう一方を適切に評価することは不可能である。二級河川が氾濫した場合、中小河川や市街地への逆流や、さらなる浸水が発生する可能性があり、これに触れない計画は市民に誤った安心感を与える。</p> <p>「茨城県においても、県が管理する二級河川に対して二級水系流域治水プロジェクトを推進し、地域に根ざした対策を展開しています。本市も、流域関係者として、これらのプロジェクトに参画しています。」ということなのだから、二級河川の外水氾濫も市の計画素案に導入するのが合理的である。</p>	No. 11を参照	意見反映

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
14	P27 5 対策場所の優先度 (2)流域治水プロジェクトマップの作成	<p>この素案では、市民が自らの地域のリスクを正確に理解することが難しく、また全流域を包括的に捉えるべき治水計画としての本来の目的が達成されない。</p> <p>市管理区間に限定した計画は、市民に「そこだけが対策される」と誤解させるリスクがある。河川管理区分を理解している市民は少なく、市と県の管理の違いが伝わらないことで、住民は自らの地域が計画に含まれるのか含まれないのかを把握できない。特に二級河川や混在する区間では、計画の対象外である住民が「蚊帳の外に置かれている」と感じ、行政への不信感が生じる恐れがある。治水対策は「流域全体で考えるべき」という理念があり、分断された計画では有効性が損なわれる。</p> <p>市管理区間だけでなく、県管理区間やその他の影響を受ける区域を含めた「治水プロジェクトマップ」を作成し、市民に公開すべきである。このマップには以下を含める：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての河川の管理区分（市・県・国） ・現在の計画進捗状況 ・各区域のリスク評価と優先順位 <p>市は県に対して積極的に提案し、二級河川の洪水浸水想定区域図や治水対策の進展を促し、市民に公開する責任がある。全体像を住民に示し、管理区間や対策優先順位、進捗状況を具体的に説明する場を設けるべきである。特に二級河川の影響を受ける住民に対しては、現状の計画の限界と今後の見通しを丁寧に伝える必要がある。</p> <p>一部の河川だけを拙速に進めるのではなく、全体計画を策定してから段階的に進行する方が、整合性を保ちながら実効性を高められる。この素案では、市民に「計画が進んでいる」という誤った印象を与える一方で、実際には流域全体でのリスクを放置している。急ぐあまりに不完全な計画を立てるのではなく、1年～2年後の素案完成を目標に据え、実効性と整合性を重視した計画に見直すべきである。</p>	<p>本計画素案の5ページに記載のとおり、二級河川については、河川管理者である茨城県が「茨城県二級水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、推進しています。本市も流域の関係者として同プロジェクトに参画しており、今後、本計画に位置付けた施策を同プロジェクトに適切に反映させながら、流域全体で一体的な流域治水対策に取り組みます。</p> <p>そのため、準用河川及び普通河川の流域が二級河川の流域と重複している河川区間のプロジェクトマップの作成は行っていません。</p>	その他
15	P5 1 計画の概要 (4)計画対象の河川区間	<p>例えば河川長さ10kmで、県管理区間は4km、市管理区間は2km、残りの区間4kmは未管理という河川も市内にあると思う。未管理区間は対象から外されているようであるが、合理性を欠き、流域治水の理念に反する。</p> <p>河川全体の治水を考える際、未管理区間は、特に上流部で水の流れを適切に管理しなければ、下流の市管理区間や県管理区間に大きな影響を及ぼす。未管理区間が支川や山間部であっても、大雨時には集中豪雨による急激な流量増加や土砂災害が発生し、下流域の洪水リスクを高める可能性がある。山間で「水が流れていない」として放置されていても、大雨時には急激に流量が増加し、下流に重大な影響を及ぼす可能性がある。このため、未管理区間を計画の外に置くことは、全流域を俯瞰し、統合的にリスクを軽減するという流域治水の本質を欠くものである。</p> <p>実態は「部分治水」となり、市民の安全を十分に考慮したものにならない。未管理区間が流域治水計画に組み込まれない場合、そのリスクが下流域に及ぶ可能性を住民に説明し、対応策を提示すべきである。</p>	<p>本計画は、市が管理する準用河川、普通河川の流域を対象としています。</p> <p>また、本計画素案の5ページに記載のとおり、二級河川については、河川管理者である茨城県が「茨城県二級水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、推進しています。本市も流域の関係者として同プロジェクトに参画しており、今後、本計画に位置付けた施策を同プロジェクトに適切に反映させながら、流域全体で一体的な流域治水対策に取り組みます。</p>	趣旨含む
16	P27 5 対策場所の優先度 (2)流域治水プロジェクトマップの作成	<p>水害の被害があった小石川流域のプロジェクトマップが無いのは何故か。</p> <p>少なくともこの地域だけで床上、床下浸水が30棟以上あるのに無い理由が知りたい。</p> <p>2022年に架橋した十王跨線橋が建った後から小石川の水量は多くなっていた。橋の影響で雨水が流入し水量が多くなるのは予想出来ていたはずである。</p> <p>しかしながら、上流のカーブになっている箇所対策は取られず下流の川幅の法面の工事のみで終わっており、今回の水害も上流のカーブから溢れて濁流となり住宅地の方へ流入した。</p> <p>水害があったのに最初からマッピングから除外されているというのは住んでいる人間にとって行政への不信感がある。</p> <p>そのため、マッピングされていない説明をして欲しい。</p>	No. 14を参照	その他

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
17	P5 1 計画の概要 (4) 計画対象の河川区間	計画対象の河川が図示されているが、県管理の一級河川及び二級河川と市管理の準用河川及び普通河川を識別できるように記載するべきである。	いただいた御意見については、本計画の対象範囲及び二級河川の関係が分かりづらい点があったため、以下のとおり修正します。 ア 5 ページ (4) 計画対象の河川 「なお、二級河川と流域が重複する河川区間については、『茨城県二級水系流域治水プロジェクト』で俯瞰し、茨城県と連携を図り、流域全体で一体的な対策に取り組めます。」を追記します。 イ 5 ページ 図3 市内の河川図 二級河川区間を明示します。	意見反映
18	P5 1 計画の概要 (4) 計画対象の河川区間	災害リスクの高い地域であるため、二級河川大沼川の支川大沼川及び北祖排水路を対象とするべきである。	いただいた御意見の支川大沼川と北祖排水路は、下水道施設として管理しており、下水道（雨水）による内水浸水対策として取り組むべき施策に位置付けています。	趣旨含む
19	P5 1 計画の概要 (4) 計画対象の河川区間	東連津川の流域を明確にするため、東連津川流域の沢平川の流末を東連津川に繋げるべきではないか。	沢平川の流末は、林野庁が管理する国有林であることから、河川としては位置付けていません。	趣旨含む
20	P27 5 対策場所の優先度 (2) 流域治水プロジェクト マップの作成	令和5年9月8日に発生した大雨の際、上流部から流されてきた土砂、倒木等により川の流れが堰き止められ、一部の住居に床上浸水の被害をもたらした。鮎川については、今回の流域治水計画素案については盛り込まれていない。 鮎川は上流の一部は日立市、それ以外は県が管理しているというが川沿に住んでいる住民にとっては、一本の川である。 日立市の管理する鮎川の上流部についても治水計画に盛り込み、流域住民の不安を少しでも知らせてほしい。	No. 11を参照	意見反映
21	P5 1 計画の概要 (4) 計画対象の河川区間	市が管理する準用河川及び普通河川の63河川区間、総延長130.8kmとあるが、この流域治水計画は対象河川区間のみを対象とするものか。 また、記載している以外に「普通河川」はないのか。	No. 11を参照	意見反映

3 取り組むべき施策に関するもの（29件）

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
22	概要版P15 田尻川流域治水プロジェクトマップ	田尻川のJR常磐線上流の治水対策として# 1 遊水地、調整池が挙げられているが、この場所は田尻川の狭隘部となっており、河川の局所改修（拡幅、拡深等）も合わせて実施した方が効果的と思われる。	本計画は、気候変動に伴う豪雨の頻発化や降雨量の増加が予想される中、対策効果を早期に発現させる必要性が高まっているため、従来の河川中心のハード整備である「河川改修」から、「流域治水」への転換を図り、水害の軽減を目指すものです。 河川は、溢水箇所など一部区間のみを改修すると、その区間の流下能力が向上する一方で、下流の別区間で水害リスクを高める可能性があります。 そのため、河川改修は河川全体を見据え、下流から順次進めることが原則となることから、事業期間が長期化します。 したがって、本計画においては、流域治水の考え方に基づき、遊水地や調節池を整備し、雨水流出量を抑制することで、水害の早期軽減を図る対策としています。	参考
23	P30 6 流域治水で取り組むべき施策	会瀬町の実家が床上浸水被災した。近所の新築分譲のお宅も被災しており、さまざまな施策の有効性と現実的な解を定量的に示すことが合意形成のスピード化に繋がるかと思うので、それぞれの施策の有効性、並びに目安工数と費用を早めに数字で示してほしい。	本計画は、これからの本市の治水に関する基本理念及び治水対策の在り方を定めるものです。個別施策の有効性などについては、今後、詳細に調査、検討を進め、適宜公表します。	参考

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
24	P23 4 治水対策の方向性 (3)本市が取り組む流域治水の施策	4- (2) 記載の「即効性のある適切な対策」及び (3) -1-3 河川の局所改修 及び (3) -1-4 河道内堆積土砂の浚渫。これらは、5年・10年を待たず即実施可能と考える。遊水池・調整池の設置整備に要する費用より少額と考えられ、毎年度の予算計上と定期的な巡視により可能。 現在、50mm/時間から100mm/時間程度の降雨でも再三被災を受けてる住民として切なる願いである。	本計画は、今後さらに気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対し、早期に水害軽減を図ることができる施策を位置付けています。 河川の局所改修及び河道内堆積土砂の浚渫は、対策場所の優先度を踏まえ、推進します。	趣旨含む
25	P65 6 流域治水で取り組むべき施策 #31住宅の浸水対策への支援	流水防止塀設置に対する助成額（限度50万円）は設置塀の仕様を規格化し、設置する距離（長さ）によって規定すべき。例えば、1m当り限度額～円。被災可能住居により設置長さが異なる為。 又、既に自費で設置した所に対する補助は如何か。公平な裁量を望む。	本計画は、これからの本市の治水に関する基本理念及び治水対策の在り方を定めるものです。個別の施策については、いただいた御意見を参考にしながら、今後、制度設計を進めていきます。	参考
26	概要版P15 田尻川流域治水プロジェクトマップ 概要版P30 ロードマップ	私の地域は田尻川流域治水プロジェクトマップ#1及び#8に該当する。台風13号時は濁流の増水により、濁流が逆流し浸水した家や路上を遡上し驚いた。直接原因はJR直下の洞門/川が増水した濁流を排出しきれず、あふれ出たためである。 市の計画案は中短期対策として遊水池、調整池の整備となっているが、集中豪雨が長く続いた場合、台風13号時の再発が推測されるので、あふれた濁流は洞門以外にバイパスに流していただきたい。 具体的には洞門手前にバイパス排水溝もしくは排水管を田尻地区より多賀方面田沢団地下方の川に接続し濁流を分流する案である。地盤の高低差により難点があるかも知れませんが検討いただきたい。	本計画は、気候変動に伴う豪雨の頻発化や降雨量の増加が予想される中、対策効果を早期に発現させる必要性が高まっているため、従来の河川中心のハード整備である「河川改修」から、「流域治水」への転換を図り、水害の軽減を目指すものです。 他の河川へ分流した場合、分流先の河川流域の水害リスクが高まることから、原則として流域の変更は行いません。 したがって、本計画においては、流域治水の考え方に基づき、遊水池や調節池を整備し、雨水流出量を抑制することで、水害の早期軽減を図る対策としています。	参考
27	該当なし	私は桜川に隣接するアクティブ諏訪在住であるが、先の台風13号のみならず、大雨時は河川氾濫ギリギリまで増水する状況を何度か経験しており恐怖を感じる日々である。 また、台風13号時はスーパーマート側から勢いよく団地内に雨水が流れ込み、我が家のみだけでなく団地内駐車中車両の水没、床下浸水が発生した。アクティブ諏訪桜川の氾濫予防整備、並びに団地内に大量の雨水が流れ込まない対策を実施いただきたい。	本計画は、気候変動に伴う豪雨の頻発化や降雨量の増加が予想される中、対策効果を早期に発現させる必要性が高まっているため、従来の河川中心のハード整備である「河川改修」から、「流域治水」への転換を図り、水害の軽減を目指すものです。 流域治水とは、流域全体で、市民、企業、行政等の流域関係者が協働して水災害対策を推進する考え方です。 本計画では、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策として、市民及び企業が行う浸水対策に対して助成を行います。	その他
28	P18～19 3 本市の現状と課題	流域治水は河川を中心に外水氾濫を治める手法と理解しているが、18ページの表3で内水氾濫での浸水被害が外水氾濫を上回っている。また、この表の中でも「溢水が確認された39 河川区間のうち29 河川区間の沿川で建物の浸水被害は発生していない」と記されている。 このため、浸水被害低減には河川を中心とした対策のみでなく、内水氾濫を抑制する対策に重点をおくべきと考える。とくにP19に「道路や鉄道が周辺地より高い盛土構造になっている箇所では、洪水時には盛土構造が水の流れを阻害し、その上流部で水がたまり浸水被害が発生しやすい状況にあります。」とも記されており、盛土上流部の水を排水する対策が必要と考える。	流域治水とは、流域全体で、市民、企業、行政等の流域関係者が協働して水災害対策を推進する考え方です。 また、本計画素案の22ページ「4. 対策の方向性」に記すとおり、「道路や鉄道が盛土構造」になっている箇所の改修は長期にわたることから、本計画は「治水効果の早期発現及び強化」を目標に、流域全体で雨水流出量を抑制する対策を進めます。	趣旨含む
29	P55 #21多段階シミュレーションによる大雨浸水区域の想定及びハザードマップの更新	55ページの記載では、どのマップを対象に更新するのか明記されていない。河川洪水のみではなく内水ハザードマップも令和5年9月8日の実情を踏まえて必要であれば更新が必要と考える。	本計画では、取り組むべき施策としてハザードマップの更新を掲げており、内水ハザードマップについても、必要に応じて令和5年台風第13号に伴う線状降水帯による降雨への見直しを検討します。	趣旨含む
30	P37 #3 河道土砂の浚渫	重要な施策であるため、表題に調整池等の土砂の浚渫を含めるべきである。	いただいた御意見は、P42の#8の施策に含まれています。	趣旨含む

No.	ページ又は 該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
31	P37 #3 河道土砂の 浚渫	重要な施設であるため、#3 「河道内土砂の浚渫」に調整池等の土砂の浚渫を加えるべきである。	No. 30を参照	趣旨含む
32	P39 #5 取水堰の廃 止検討及び事 前操作	取水期以外の堰板の取りはずし等、取水堰を適正に管理すべきであるため、#5 「取水堰の廃止検討及び事前操作」を「取水堰の廃止検討及び適正管理」とするべきである。	いただいた御意見の#5の施策は、適正管理とは異なり、流域治水対策として降雨前に行う堰板の取りはずし等の操作を指しています。	その他
33	P45 #11 水田・休 耕田を活用す る「田んぼダ ム」	水田地域は市街化調整区域に位置することや、濁水により水田に土砂を堆積させてしまうため、#11【水田・休耕田を運用・活用する「田んぼダム」】は、あまり効果的ではないと思慮する。	田んぼダムの効果については、農林水産省の実証実験において、下流域の排水路の水位上昇量を抑える効果が確認されています。本市においては、土地利用状況を踏まえ、今後、対象区域等を検討します。	参考
34	P48 #14 森林等か らの流木防止	流木を発生させないことが肝要であるため、#14「森林等からの流木防止」について流木に至る前段として、林地における間伐材等の残置を防止するべきである。	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考
35	P77 田尻川流域治 水プロジェク トマップ	本素案については全く賛成できない。その主たる理由は、田尻川中流域の洪水を発生させたJRのトンネル対策に全くふれておらず、基本的解決策になっていない点にある。田尻川の中流域(主に田尻町1丁目)の被害は、JR直上部の川の排水力の低さによる件を除けば、JRトンネルの排水力不足が主原因であった。トンネルの改修は基本中の基本対策である。市が素案で示した遊水池設置案では、市民のトンネル通行を遮断するおそれがある。トンネル上流部の市民にとって、トンネルは下流のショッピングセンターへの通路である。また上・中流部の市民交通上、欠かせない通路である。トンネルは、もとあった道路・水路をまたいで、約130年前に設置された。いまでは老朽化が進み、天上部の崩落等で通行人への被害や流水のせき止め発生の可能性がある。トンネル通行は市民の権利であり、その安全確保は市の義務である。トンネルの老朽化による事故や洪水による築堤の膨軟化は、JRにとって大問題である。市はこの点を考えてJRと協議を進め、トンネル改築を進めるべきである。今後は一昨年9月の降雨を上回る降雨がある可能性がある。そうすると遊水池は素案の数倍の面積が必要となるであろう。そういう点を考慮すれば費用対効果も検討する必要がある。たぶんトンネル改築の方が格段に有利であろうと思われる。	No. 22を参照	参考
36	P77 田尻川流域治 水プロジェク トマップ	私は以前より高架下にある洞門の拡張工事を市に、お願いして来たが、置きざりにしてきた結果、私の家が中規模半壊と言う大変つらい思いをした。又、自動車を始め多大な財産を失った。二度とこういう思はしたくない。ぜひ洞門の拡張工事をお願いしたい。	No. 22を参照	参考
37	P77 田尻川流域治 水プロジェク トマップ	遊水池設置について、現時点では具体的な計画案が示されていないので保留である。	本計画は、これからの本市の治水に関する基本理念及び治水対策の在り方を定めるものであり、具体的な対策案については、今後、詳細に調査、検討を進めます。	参考
38	P77 田尻川流域治 水プロジェク トマップ	台風13号の降雨時、上合団地下とセイコーマート南側の貯水池は機能していなかった。北西側の(高速道近く)ダムはどうだったのか？これらの検証・整備及び貯水量の算出をすべきだ。	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
39	P77 田尻川流域治水プロジェクトマップ	田尻町の常磐線の高架下は、ふだんは川の流れば穏やかだが、令和5年の台風では線状降水帯が発生し、その被害は甚大なものであった。 町内にも川の水があふれて、特に高架下の近くの家では床上浸水の被害が大きかった。再びこのようなことがおこらないように、高架下の流れを良くするための方策をお願いしたい。 安心して住める街にしてほしい。	No.22を参照	参考
40	P57 #23 自助力の向上と防災教育の推進	日立市は全国的にもまれにみる自然災害の少ない市であると聞いている。従って一般住民への意識づけ、高揚等は難しいと思うが、実際に発生した場合を想定すると、この件に関してはかなり重要度が高いと考える。 市としてもいろいろと教育に組んでおられるが知識、技術の程度に応じた教育が必要と考える。 従って、防災研究所、大学等を混じえての講話、避難行動の実証実験等(専門部門)、子供等については「防災かるたすごろく」等ゲーム感覚で学べる道具を作成し、自然に身につけてもらうのも一案と考える	本計画における取り組むべき施策の一つとして「防災教育の推進」を掲げており、いただいた御意見は今後の参考とします。	趣旨含む
41	P77 田尻川流域治水プロジェクトマップ	田尻川流域の水害に備えた対策は必要と感じるが、素案で示された治水計画には反対。 素案で示された治水計画は、あくまで市独自の考えに基づいて作られているが、田尻川流域の治水計画を考えたときには、県道日立いわき線、現管理部分、JR暗渠部、JR管理、そして国道6号線、国管理を含めた総合的な治水計画が必要と感じるが、どう考え本素案を出されているのか。 氾濫箇所は、台風だけでなく、以前にも浸水を経験している。抜本的な計画で進めないと再び同じことを繰り返す。 かみあい調整池は、団地造成により機能を終えている。田尻川川上流部より導水路を作り調整池あるいは、調節池としての機能を持たせてほしい。 台風により道路欄干が破損した立下橋付近が断面積が小さい。早急な改修をもとめる。	No.22を参照	参考
42	P8 1 計画の概要 (7)計画の目標	治水と同じく 土砂流の対応も必要と考える。 特に日鉱時代の採掘残土カラムは昨年崩れており、これで宮田川が埋まれば被害甚大になるかも。 別枠で対策進められていると思うが、それが読みとれ無かった。(災害復旧基本計画でも土石流対策は見つけられなかった。)	土石流を含む土砂災害対策は、茨城県が事業主体となり対策を図っており、茨城県が推進する二級水系流域治水プロジェクトに施策の一つとして位置付けられています。 本市には「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等(以下、土砂災害警戒区域等)」に指定されている箇所が231箇所あり、土砂災害が発生すると一瞬にして生命や財産が奪われるほか、御意見のとおり河川に土砂が流入した場合には、水害が拡大する可能性があり、土砂災害対策を推進する必要があります。 本計画(素案)には、土砂災害対策についての記載はありませんが、市が管理する準用河川や普通河川に土砂災害警戒区域等が隣接する箇所があるため、本計画の施策に「土砂・洪水氾濫対策」を追加し、茨城県と連携強化を図ります。	意見反映
43	P43 #9 ため池の洪水調整機能管理	大雨の際ダムの水位が急激に上昇し、常時満水位を超えるような状況になった場合の対応は考慮されているのか。 また、放流により下流域が浸水の被害を受ける事はないか。	#9 ため池の洪水調整機能管理は、既存のため池について降雨予報に基づき事前に放流を行い、水位を低下させる対策を講じるものです。更には平常時から水位を低めに保つことで、降雨時の貯留容量を確保する措置も実施します。また、放流に関しては、降雨時以外の影響が少ないタイミングで適切な水量を流すことで、下流域への被害が発生しないよう管理します。	その他
44	P44 #10 開発宅地に伴う雨水流出抑制施設の設置	既に宅地造成が終了している場所については設置がされているのか。	既に宅地造成が終了している場所については、都市計画法に基づく開発許可基準により、造成面積や放流先の状況に応じて、雨水流出抑制施設が設置されています。	その他

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
45	P46 #12 道路の浸透機能	①道路の改修 雨水の浸透機能の高いアスファルトへの変更 ②各世帯の駐車スペースの改修 庭をコンクリートで覆うのではなく、樹木や草花を育てる緑地部分をつくり、雨水を浸透させる工夫をする。	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考
46	P50 #16 土壌流出の抑制及び土壌流出の抑制	土壌流出のおそれがある地帯への取り組み。 高地や山間部の樹木伐採を最小限におさえ、土壌の保水効果を維持、且つ、植樹に力を入れる。	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考
47	P40 #6 戸別住宅・集合住宅・企業への雨水貯留槽への助成	各世帯への設置を広く呼びかける。	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考
48	P77 田尻川流域治水プロジェクトマップ	常磐線下のトンネルは、古くからあり、川も流れ人も歩ける通路だった。しかし現在トンネルは老朽化して危険も感じる。 水害を防ぐためには、このトンネルを広げて水も流れ人も安全に歩けるようにしてほしい。	No. 22を参照	参考
49	P27 流域治水プロジェクトマップの作成	18流域23河川の範囲に限定しているようにみえるが、そうだとすれば、その根拠は何か。	本計画は、市が管理する準用河川、普通河川を対象としています。63河川、総延長約130.8kmに及ぶ河川を同時に対策することは困難です。したがって、地域の優先度として、人口密度が高く防御対象である住家や重要な公共施設への影響が大きい市街化区域を流れる河川の優先度を高く設定しています。 なお、市街化調整区域については、市街化を抑制する区域であり防御対象が少ないことを踏まえ、プロジェクトマップは作成していませんが、市街化区域と同様に計画に位置付けた施策を推進します。	その他
50	P31 流域治水に取り組む施策	ここに示されている「施策」の一覧は、「18流域23河川」の範囲に限定されている施策なのか。それとも「63河川」に適用されるものなのか。	No. 49を参照	その他

4 その他 (30件)

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
51	P22 4 対策の方向性 (1) 基本的な視点	22ページの基本的な視点にあるように、下流から改修をしていくため長期的になること、承知しており、その間、個人のできることは土のうを置くなどがあるが、現在は土のうを指定の場所から受け取りはできないが、使用後戻してはいけないため気軽に利用できない。 土のうが不要な時は指定の場所へ戻すことも可能にしてほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考
52	十王川流域に関する事	十王ダム放流口から下流を幅広く工事したほうが良い。 大きな岩や草木、流木など除去し氾濫対策。十王川は本当に着手したほうが良い。	いただいた御意見は、関係機関に情報提供します。	その他
53	P36 #2河川の局所改修 P37 #3河道内土砂の浚渫	日立市の河川にはニホンウナギやサケなどの貴重な水産資源種が多く遡上する河川が多い。しかしながら、近年そういった魚種が日立市の河川で見られなくなっている場合が増えている。これは河川改修などによる影響が懸念される。 そのため、改修にあたってまず生物相について情報を集める、または現地の調査研究を行ない、生態系に配慮した河川改修にしていきたい。	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考

No.	ページ又は該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
54	P27～28 5 対策場所の優先度 (1)優先度 図12 地域の優先度 図13 河川流域図	図12の優先度で市街化区域が高い事は分かった。図13で小石川流域の水害が酷かった地域も市街化区域になっているのも分かった。 現在、水害の原因となった氾濫箇所への工事は行われておらず、最下流にある使われていない公園の整備が優先されている。普通に考えれば上流の水害の原因となった氾濫箇所を優先的に工事すれば水害は無くなるはず。何故最下流の場所から優先的に整備されているのか。 水害の被害を受け、小石川のあかおか橋付近にブロック、土嚢が一時置きさされるようになって氾濫原因の場所を工事してくれると安心していたら最下流の使われていない公園が整備の優先となっていた。普通に考えれば元の原因を直さなければいつまでも同じ事の繰り返しである。今回の対応、計画書に対しては行政に対し不信感しかない。 是非、行政からちゃんと説明をして頂きたい。	いただいた御意見は、関係機関に情報提供します。	その他
55	十王川流域に関する事	治水工事の影響があった。十王川を背に高田橋前に60年余り住んでいる。昨年12月、土砂排水工事が終わった。12月20日頃から、今まで生活用水として使用していた井戸水が出なくなった。1回に8～10ℓしか出ない。今まで水が出ないということはなかった。このまま水が出なくなってしまうのか。市水道と井戸水を併用しているが、井戸水が使えないことは非常に不便である。又、断水時に利用出来ない事になると心配である。	いただいた御意見は、関係機関に情報提供します。	その他
56	P29 5 対策場所の優先度 図14河川流域図 (日立市立地適正化計画での居住誘導区域)	水木町1丁目全体が居住誘導区域から除外されているが、高台で災害リスクの低い地域が含まれているため、もっと丁寧な区域設定をするべきである。	いただいた御意見は、関係課所に情報提供します。	その他
57	鮎川流域に関する事	ふれあい橋から上諏訪橋そして諏訪梅林をウォーキングするが、鮎川に魚の遊泳する姿が見当たらないのが不思議である。 水質の関係か。その他の理由で放魚しないのか。教示してほしい。	いただいた御意見は、関係課所に情報提供します。	その他
58	鮎川流域に関する事	日立市在住の鮎川流域の住民である。 鮎川は2級河川で管轄は県であり、貴治水プロジェクトへ意見申し上げるのは問題ありと思うが「流域治水」の考え方以下要望意見する。 ①鮎川中流、地番西成沢町3-18-14附近は川の両岸がコンクリートブロックと岩でせり出し、川巾が極端に狭くなり、河道断面が小さくなっている。 ②先の台風13号では①の場所で川の水が溢れ河岸を削り、また市道まで達した。 ③その後県の高萩工事の河川課に川巾を拡げ護岸工事していただくよう口頭で申し入れたが「予算関係で改修できない」との回答。 ④コンクリートブロックは川を構成する市の水道管の保持台で現在は使われていない。撤去すべきもの。 ⑤鮎川の河川拡張と護岸工事に関しては「流域治水」の観点から貴プロジェクトより県に改善申し入れて欲しい。	いただいた御意見は、関係機関に情報提供します。	その他
59	全体	災害はいつ、どの様な規模で発生するかわからないが、一昨年の台風13号は言葉は悪いが良いモデルになったと思う。 スピード感を持って対策していただく事を希望する。	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考
60	P11 気象状況、警報等の発令状況、主な被災状況	近年日立市だけでなく各都道府県にて異気象による豪雨、その他の甚大な被害が頻発している事に対し、全国各地での連携も密にし、迅速かつ、第一に人命救助を優先とする災害対策に今後期待する。	いただいた御意見は、今後の参考とします。	参考

No.	ページ又は 該当項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
61	P5 (4) 計画対象の 河川区間	都市下水路、幅のある道路側溝、水路（開渠）（埋設）等は、ここでいう「普通河川」には該当しないのか。例えば、豪雨による、内水氾濫を低減するために市に対して、改善要望等することはできるのか。	本計画は、内水氾濫対策も施策に位置付けています。	その他
62	P5 (4) 計画施策 の河川区間	一般的には準用河川の下流側が二級河川（県管理）であるが、県においてもこの流域治水の考え方を採用しているのか。	茨城県は、二級水系流域治水プロジェクトを公表し、対策を推進しています。	その他
63～ 80		趣旨が不明瞭なもの、本計画及び施策と関係のない意見（18件）	—	その他

※意見の概要については、趣旨を損なわないよう原文を記載しております。